

令和 7 年度

沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和 8 年 9 月
沖縄県監査委員

令和 7 年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、令和 8 年 8 月 26 日付け総行第 169 号をもって審査に付された令和 7 年度沖縄県内部統制評価報告書について、沖縄県監査委員監査基準（令和 2 年沖縄県監査委員告示第 1 号）に準拠して、その審査を実施した。

1 審査の対象

「令和 7 年度沖縄県内部統制評価報告書」（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

3 審査の実施内容

「沖縄県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省（令和 6 年 3 月改定））の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、その評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 改善が望まれる事項等

(1) リスク発現について

評価報告書の「4 不備の是正に関する事項」記載のとおり、内部統制の「重大な不備」に該当する事案は認められなかったが、今後「重大な不備」につながる可能性がある留意すべき事案について対応策を講じたとされている。

入札における予定価格に係る事務が適正でなかった事案については、県行政に対する信頼・信用を著しく失墜させるような事案につながるおそれがあることから、今後同様の不備を生じさせることがないよう積算誤りの未然防止、発生時の対応方針の検討などに取り組ん

でいただきたい。また、国庫補助事業に係る事務が適正でなかった事案については、県民の財産に大きな不利益を生じさせる事案につながるおそれがあることから、具体的な再発防止策を全庁で共有し、適正な事務の執行に努めていただきたい。

(2) 自己評価について

定期監査で指摘等を受けたものの中には、リスク識別をしていないもの、また、リスク識別はしているが自己評価では不備なしとしたものがあつた。前年度と比較して、リスク識別をしていないものについては減少したものの、リスク識別はしているが自己評価では不備なしとしたものについては増加している。

引き続き、自己評価の精度を高め、発現したリスクの適時の発見と、迅速な是正措置及び対応策を講じていただきたい。

(3) 全庁的対応の推進及び効果的な運用について

発現したリスクについては、支出負担行為の遅れ等、契約プロセスの不備、支払遅延・遺漏、文書等の誤発信や紛失など、類似するリスクの発現が全庁的に多数確認されている。これらの全庁的に共通するリスクについては、今後も、共通業務所管課等において共通マニュアルや契約書のひな形などの整備、発現したリスクと再発防止策等に関する情報共有の徹底などを推進していただきたい。

また、不備の発生要因の多くは、「事務処理の遅延・進捗管理の不足」及び「誤記や入力ミス・チェック不足」となっており、業務の進行管理が適切に行われていれば防げたものと考えられることから、業務の見直しや効率化、平準化なども有効であると思料される。引き続き、内部統制のより一層効果的な運用に取り組んでいただきたい。